

令和5年第40回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	午前10時00分から 午前10時40分まで		
出席者	委員	梅田委員長職務代理、小井委員、松島委員	
	事務局	石田局長、増田次長、清水主査	
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし
会議の結果 及び 主な発言	議案等		結果
	議案50号	杉並区選挙執行規程の一部改正について	決定
	報告40-1	令和5年度明るい選挙啓発ポスターコンクール作品募集(第75回)第3次審査(中央審査)の結果について	了承
委員長 職務代理	これから令和5年第40回の定例会を開会いたします。 本日は本橋委員長が欠席のため、私が議事進行をいたします。		
	<杉並区選挙執行規程の一部改正について>		
委員長 職務代理	議案第50号について、事務局から説明をお願いします。		
局長	<p>議案第50号をご覧ください。 杉並区選挙執行規程の一部改正についてです。 改正する規程は、杉並区選挙執行規程です。改正理由については、参考資料をご覧ください。令和4年5月25日の最高裁判所大法廷判決において、在外国民に対して最高裁判所裁判官国民審査における投票を認めていない現行制度は違憲であると判示されたことを受け、最高裁判所裁判官国民審査法の改正が行われ、在外投票や洋上投票等が可能になったためです。 改正箇所は、別紙2の新旧対照表をご覧ください。主な改正箇所は第119条になります。この第119条で他の選挙の規定を最高裁判所裁判官国民審査に準用しております。 最高裁判所裁判官国民審査は衆議院議員選挙と同時に執行されますが、在外投票や洋上投票等の方はこれまで最高裁判所裁判官国民審査ができませんでした。そのため、準用する条文から、在外投票や洋上投票等に関する部分を除外してはありましたが、今後は除外する必要がなくなりましたので、条文中の除外規定を削除します。反対に、これまで実施する必要が無かった、在外選挙人名簿などの業務については準用する必要が発生しましたので、同条に追記するものです。 なお、改正案について本日決定された場合は、別紙1のとおり、本日、令和5年11月22日付けで告示し、施行日も本日から施行とします。 以上、議案第50号の説明となります。</p>		
委員長 職務代理	ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。		
小井委員	一点確認ですが、いつから、この第119条の最高裁判所裁判官国民審査の条文から在外選挙人の規定が除外されたのでしょうか。		

局長	<p>最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙は、審査に付される裁判員の氏名が印刷されたものを使用していました。氏名が印刷された投票用紙の完成を待ってから、海外へ投票用紙を発送していたのでは、多くの在外投票は選挙期間中に投票することが不可能でした。そのため、在外投票などにおいては最高裁判所裁判官国民審査ができないとなっていました。しかし、参考資料に記載のとおり、在外選挙人などが最高裁判所裁判官国民審査に参加できないのは違憲であるとの判決を受け、制度が見直され、次の衆議院議員選挙に併せて実施される最高裁判所裁判官国民審査からは在外投票なども可能になったものですので、選挙執行規程が制定された当初から除外されていたものです。</p>
委員長 職務代理	<p>それでは、議案第 50 号は決定でよろしいでしょうか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
	<p><令和 5 年度明るい選挙啓発ポスターコンクール作品募集 (第 75 回) 第 3 次審査 (中央審査) の結果について></p>
委員長 職務代理	<p>続きまして、報告事項 40-1 について、事務局から説明をお願いします。</p>
局長	<p>報告 40-1 をご覧ください。 令和 5 年度明るい選挙啓発ポスターコンクール作品 (第 75 回) 第 3 次審査 (中央審査) の結果についてです。 公益財団法人明るい選挙推進協会及び都道府県選挙管理委員会連合会から、今年度の明るい選挙ポスターコンクールの中央審査の結果が届きました。 文部科学大臣・総務大臣賞の 18 作品は添付のとおりです。また、同賞受賞の 18 人及び公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長賞 60 人の都道府県・学校名、学年、氏名は添付のとおりです。 その他に、都道府県別の応募状況についても添付のとおりとなっております。 なお、杉並区からは 1 作品が中央審査に進んでおりましたが、残念ながら受賞とはなりませんでした。 以上、報告事項 40-1 の説明となります。</p>
委員長 職務代理	<p>ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。特にありませんか。それでは、報告事項 40-1 についてはよろしいですか。</p>
一同	<p>報告了承。</p>
	<p><その他></p>
委員長 職務代理	<p>本日の予定されている議案・報告は終了しましたが、その他にございますか。</p>
局長	<p>国では、毎年 12 月 3 日～9 日を「障害者週間」と定め、障害のある人の自立と社会参加の支援等に関する活動をはじめ、さまざまな取組・行事を行うこととしています。杉並区でも、杉並区障害者週間として 11 月 27 日から 12 月 3 日にかけて、ふれあいフェスタや展示会などのイベントが行われます。 その中で、区が取組む障害者対応の紹介の一つに、杉並選管が取組んでいる、調光式ライトやコミュニケーションボードの導入、次回から導入を検討しているサインガイドなどについて、紹介されるかもしれませんので、ご承知おき願います。</p>
松島委員	<p>どこかで紹介や展示されるのですか。</p>
局長	<p>まだ確定しておりませんが、障害者部門と広報課との打合せの中で、選管の</p>

	取組について話題になった程度とのことですので、場合によっては、正式に公表していないサインガイドについても紹介される可能性があるため、各委員へご報告をさせていただきました。
松島委員	サインガイドの導入は決定ですか。
局 長	現時点では試作段階ですが、次期選挙からの導入を目指しております。
委員長 職務代理	その他はございますか。
局 長	特にありません。
委員長 職務代理	では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。
局 長	次回の第 41 回の定例会は、12 月 1 日の金曜日に行います。内容は選挙人名簿の定時登録についての議案等が予定されております。 (議題書に沿って、12 月 1 日以降の日程を確認。)
委員長 職務代理	その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。